

山口県子ども・子育て支援事業支援計画  
中間年の見直し  
最終案

令和5年（2023年）3月  
山 口 県

## ○見直しをする部分

やまぐち子ども・子育て応援プランの第5章（**□□□**）に該当する部分

### 《やまぐち子ども・子育て応援プラン》

#### 第1章 策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置付け	1
3 計画の期間	1

#### 第2章 山口県の子どもを取り巻く現状と課題

1 人口の減少と少子化の現状	2
2 少子化の影響	3
3 少子化の要因と背景	3
4 子育てを取り巻く環境の変化	4
5 県民意識調査の結果	5

#### 第3章 計画の概要

1 計画の基本目標	6
2 目指す姿と取組の方向	6
3 施策体系	7

#### 第4章 施策の具体的な展開

1 結婚の希望を叶えるための支援	8
2 妊娠・出産の希望を叶えるための支援	11
3 安心して子育てできる環境づくり	14
4 働き方改革の推進	24
5 子どもと子育てにやさしい社会づくり	27
6 困難を有する子どもへの支援	33

#### 第5章 教育・保育の確保方策等

山口県子ども・子育て支援事業支援計画の見直し部分

1 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	37
2 認定こども園の設置目標	39
3 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の必要見込数	40
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町との連携	40

#### 第6章 計画の推進

1 計画の推進体制	60
2 計画の点検・評価	61

## 第5章 教育・保育の確保方策等

子ども・子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育の量的拡充と質的改善を図るため、今後、必要と見込まれる教育・保育の量とその提供体制の確保の内容や、認定こども園の設置目標、教育・保育の提供に必要な保育士等の見込数などを定めます。

### 1 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

子育て家庭のニーズを踏まえて計画的に定員を確保し、質の高い教育・保育が提供されるよう、市町と連携し、令和2年度から令和6年度までの教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）を定めます。

#### (1) 幼児期の学校教育・保育の種類

特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第27条第1項に規定する市町の確認を受けた教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園</li> <li>・幼稚園</li> <li>・保育所</li> </ul>
特定地域型保育事業	法第29条第1項に規定する市町の確認を受けた事業者が行う地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育</li> <li>・小規模保育</li> <li>・事業所内保育</li> <li>・居宅訪問型保育</li> </ul>

#### (2) 教育・保育の提供区域

幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策について定める単位として教育・保育の提供区域（以下「県区域」という。）を定めます。

この県区域は、市町が市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町計画」という。）において定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町における広域利用の実態も踏まえ、市町を1つの単位として設定します。

#### (3) 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策の設定

量の見込みとその確保方策については、県区域ごとに、市町計画における数値を基本として、以下の区分ごとに定めます。

区 分		量の見込みの内容	確保方策の内容
1号	法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども (3～5歳、幼児期の学校教育のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）に係る必要利用定員総数</li> <li>※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）</li> </ul>
2号	法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども (3～5歳、保育の必要性あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）に係る必要利用定員総数</li> <li>※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設</li> </ul>

3号	法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども (0～2歳、保育の必要性あり)	・年齢区分ごとの特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数の合計数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。	・年齢区分ごとの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)
----	---	--	---

## ○県区域における幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策

《県・計》 ※県区域ごとの量の見込みと確保方策は、5章末に掲載。(単位:人)

県・計		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	11,558	18,499	2,362	9,099	11,131	18,085	2,342	9,040	10,538	17,353	2,308	9,141
②確保方策	特定教育・保育施設	11,031	17,962	2,386	8,950	10,798	18,091	2,317	9,128	10,591	17,975	2,369	9,290
	確認を受けない幼稚園	3,697	0	0	0	3,681	0	0	0	3,449	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	159	377	0	0	177	416	0	0	203	473
	幼稚園+預かり保育(※1)	299	1,900	0	0	292	1,891	0	0	285	1,904	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	55	54	146	0	55	54	146	0	55	54	146
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		15,027	19,917	2,599	9,473	14,771	20,037	2,548	9,690	14,325	19,934	2,626	9,909
②-①		3,469	1,418	237	374	3,640	1,952	206	650	3,787	2,581	318	768

県・計		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	9,848	17,159	2,124	8,830	9,418	16,752	2,099	8,765
②確保方策	特定教育・保育施設	10,229	17,836	2,457	9,096	10,129	17,852	2,457	9,135
	確認を受けない幼稚園	3,208	0	0	0	3,212	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	156	405	0	0	159	421
	幼稚園+預かり保育(※1)	285	1,651	0	0	286	1,630	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	56	59	167	0	56	59	167
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		13,722	19,543	2,672	9,668	13,627	19,538	2,675	9,723
②-①		3,874	2,384	548	838	4,209	2,786	576	958

(※) 市町では、障害の有無にかかわらず、量の見込み等を算出している。

(※1) 保育を必要とする子ども(3歳児以上)の預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合。

(※2) 地域枠について、市町の利用者支援の対象としたものに限る。

## 2 認定こども園の設置目標

県は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、地域における教育・保育の利用状況と利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう以下について定めます。

### (1) 県区域ごとの目標設置数、設置時期

幼稚園や保育所の認定こども園への移行に関する意向や、教育・保育の実施主体である市町の考え方等を踏まえ、以下のとおりとします。

#### ①基本的な考え方

- 市町において、施設の移行希望も踏まえて教育・保育の供給体制の確保の内容を設定されていることから、原則、市町が必要と見込む認定こども園の設置数を県の目標設置数とします。
- 施設の移行希望がなく、市町においても認定こども園の設置を見込んでいない県区域のうち、教育・保育施設が保育所しかない区域については、住民の幼児期の学校教育に対するニーズに応える必要があることから、1カ所の目標設置数を設定します。

#### ②県区域ごとの目標設置数等（令和2年度～令和6年度）

区 域 名	目 標 設 置 数	区 域 名	目 標 設 置 数
下関市	5カ所	美祢市	0カ所
宇部市	1カ所	周南市	6カ所
山口市	13カ所	山陽小野田市	0カ所
萩市	0カ所	周防大島町	1カ所
防府市	5カ所	和木町	0カ所
下松市	3カ所	上関町	1カ所
岩国市	5カ所	田布施町	0カ所
光市	0カ所	平生町	1カ所
長門市	0カ所	阿武町	1カ所
柳井市	0カ所		

### (2) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2の「都道府県計画で定める数」

子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2により、保育所や認定こども園の認可・認定については、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に既に達しているか、又は、認可・認定によってこれを超えると認める場合には、認可等をしないことができるとされています。

ただし、幼稚園や保育所から認定こども園への移行の認可等の申請があった場合には、上記にかかわらず、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に、下記の「都道府県計画で定める数」を加えた数に達するまでは認可・認定を行うこととされています。

この「都道府県計画で定める数」は、各施設の認定こども園への移行に関する意向、教育・保育の実施主体である市町の考え方等を踏まえ、以下のとおりとします。

### ①基本的な考え方

- 市町において、施設の意向も踏まえ、既存施設から移行が必要な認定こども園については、教育・保育の供給体制の確保の内容に見込んでいることから、県としては、市町が認定こども園への移行を見込んでいるものについては、原則、認可・認定することとします。
- 市町が供給体制の確保の内容に認定こども園を見込んでいないが、県が目標設置数を設定した県区域については、需給バランスも考慮しながら、既存施設が認定こども園へ移行するために最低限必要と考えられる数を設定します。

### ②県区域ごとの「都道府県計画で定める数」

区域名	計画で定める数 〔保育所からの移行分として1号区分に設定〕	数の設定の考え方
周防大島町	5人	・住民の幼児期の学校教育に対するニーズに対応する必要があるため、市町計画の教育に係る量の見込みに相当する人数を設定
上関町	5人	
阿武町	5人	

### 3 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の必要見込数

質の高い教育・保育を提供するためには、保育士等の確保が必要であることから、令和2年度から令和6年度までの必要見込み数を定めます。

なお、算出の過程で、厚生労働省「社会福祉施設等調査」の調査票情報を利用しました。

区 分	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
保育教諭※	979人	1,057人	1,108人	<u>1,128人</u>	<u>1,247人</u>
保育士	4,069人	4,069人	4,120人	<u>4,050人</u>	<u>3,940人</u>
幼稚園教諭	630人	612人	579人	<u>550人</u>	<u>548人</u>

(※) 保育教諭には、認定こども園で働く保育士又は幼稚園教諭のみの資格者も含む

(※) 障害児に対する加配保育者等を含む

### 4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町との連携

市町による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認等において、その所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立ち入り監査への同行などを行い、市町との連携推進を図ります。